

役員等の報酬及び旅費に関する規程

社会福祉法人豊頃愛生協会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊頃愛生協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(常勤の役員等の報酬)

第3条 常勤の役員等の報酬等については、法人の職員を兼務し、職員給与を支給していることにより、これを支給しないものとする。

(非常勤の役員等の報酬)

- 第4条 非常勤の役員のうち、理事長の報酬については、業務に応じた報酬を支給することとし、「別表1」に定める報酬の額を支給する。
- 2 非常勤の役員のうち、理事及び監事の報酬については、業務に応じた報酬を支給することとし、「別表2」に定める報酬の額を支給する。
 - 3 非常勤の役員等のうち、評議員の報酬については、これを支給しないものとする。

(費 用)

- 第5条 役員等が出張する場合は、「別表第3」に基づく旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等及び費用の支給方法)

- 第6条 理事長に対する報酬の支給については、毎年4月から翌年3月までの1年間を報酬期間として、毎年3月の理事会開催日に支給する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬等及び費用の支給については、支給事実が発生した都度、支給する。
 - 3 報酬等及び費用は、現金により本人に支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに理事長に就任した者には、その日からの報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 理事長が月の途中で就任及び退任し、又は解任された場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定に関らず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 前条によって計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年 6月21日制定。同日より施行する。

2 社会福祉法人豊頃愛生協会 役員の報酬及び旅費に関する規程(平成10年8月1日制定)は、廃止する。

別表1（ 理事長の報酬 ）

1. 理事長

職 務 内 容	役員報酬額
毎週1回以上、法人の主たる勤務場所に勤務して法人運営に必要な職務を行い、自己の職務に関する報告書を作成する。	年額120,000円

別表2（ 非常勤役員等の報酬 ）

1. 理 事

職 務 内 容	役員報酬額
理事会・評議員会等会議への出席及び法人・施設等の業務による出勤	日額2,500円

2. 監 事

職 務 内 容	役員報酬額
監事監査・理事会・評議員会等会議への出席及び法人・施設等の業務による出勤	日額2,500円

別表3（ 役員等の旅費 ）

区 分		支 給 額
車 賃	1kmつき	40円
バ ス 代	道 外	費用の実費
	道 内	
鉄 道 代	道 外	費用の実費
	道 内	
航 空 代	道 外	費用の実費
船 代	道 外	費用の実費
	道 内	14,000円
	町 内	12,000円
日 当	道 外	7,000円
	道 内	3,000円
その他理事長が必要と認める費用		2,500円
		費用の実費

備 考

- 1 日当において、道内とは北海道内、及び豊頃町内をいう。
- 2 町内旅行において、片道4.0Km未満の場合は、日当のみ支給し、車賃は支給しない。
- 3 宿泊代において、研修会等に出席し、主催者より指定された宿泊施設等で上記の宿泊代を超えて宿泊する場合は、理事長の承認を得てその費用の実費を支給する。